

外部送信規律に係る総務省令等について

- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（案）のうち、電気通信事業法第 27 条の 12 の規律（外部送信規律）に係るものについて、令和 4 年 9 月 27 日から同年 10 月 26 日までパブリックコメントにかけた上で、同年 11 月 25 日に別添 1 のとおり公表した。また、パブリックコメントの際に提出された、外部送信規律に係る意見に対する総務省の考え方は別添 2 のとおり。現在、公布に向けた手続中。
- なお、今回の第 3 号事業に係る改正を行う総務省令（案）は、経済産業省等の関係省庁との協議を経たものである。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 6 条に基づく 3 年後の見直し等までの間も、第 3 号事業に係る法第 27 条の 12 の運用（省令改正や業務改善命令）に当たっては、総務省は経済産業省等と事前の協議を行い、必要な措置を講ずる。

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

総務大臣

松本 剛明 寺田 稔

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

第二十二條の二の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものとする。

〔新設〕

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条第三項第一号において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

〔新設〕

(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法)

第二十二條の二の二十八 法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大きさにて利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に容易に到達できるようにすること。）。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

<p>3) 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第十項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。</p> <p>一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。</p> <p>二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。</p> <p>三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。</p> <p>(利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)</p> <p>第二十二條の二十九 法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信ごとに、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容</p> <p>二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称</p> <p>三 第一号に規定する情報の利用目的</p> <p>(利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報)</p> <p>第二十二條の三十 法第二十七條の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。</p> <p>一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報</p> <p>二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報</p> <p>三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報</p> <p>四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報</p> <p>五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報</p> <p>(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)</p> <p>第二十二條の三十一 法第二十七條の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあつては、その旨</p> <p>二 オプトアウト措置が同法第二十七條の十二第四号イ(1)又は(2)のいずれの行為を停止するものであるかの別</p> <p>三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	-------------------------------------

- 四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容
- 五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。）の内容
- 六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 七 第五号に規定する情報の利用目的

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日からの施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に**法電気通信事業法（以下「法」という。）**第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、**改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定改正法**の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の**規定による**申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二

条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

(別添2)

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

1. 利用者に関する情報の適正な取扱い関係

○ 意見募集期間:令和4年9月27日(火)~同年10月26日(水)

○ 意見提出数:12件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	株式会社 NTTドコモ
2	アジアインターネット日本連盟
3	一般社団法人新経済連盟
4	日本電信電話株式会社
5	在日米国商工会議所
6	株式会社プライバシーテック
7	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
8	ソフトバンク株式会社
9	グーグル合同会社
10	一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会
11	KDDI株式会社
12	個人(1件)

1. 総論	
意見	考え方
意見 1-1 本省令案に賛同する	
<p>利用者情報の適正な取扱いに資する取組みであり、利用者情報に関する規律の整備に賛同します。当社としても利用者情報の適正な取扱いについて積極的に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>
<p>本省令案については、様々なデータの収集・活用に伴う情報漏洩や権利・尊厳の侵害等に対する漠然とした不安を軽減し、データ利活用によるイノベーションを高度に社会実装していくために、個人だけでなく法人を含む幅広い利用者の権利や利益の保護を通じて、電気通信事業への社会や人々の安心や信頼を確保することを目的としているものと承知しており、当社として、その趣旨に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	
<p>今回の省令案については基本的に賛同する。一方で法規制の目的となっている「通信関連プライバシー」の定義があいまいであり、政令・ガイドラインで手段等を検討する上で原則の明確化を求める。特に利用者に与える根源的なリスクとは何か、保護すべき人権とは何かという根源的な問いを深めていくことで政令・ガイドライン等の検討を進めることを求める。最新のインターネット・サービスでは、これまでのテレコムサービスとは違い様々な機能、サーバー等を組み合わせて利用者に高度なサービスと利便性を提供していることは、第二次とりまとめが示すとおりである。そのようなインターネット・サービスを検討していく上では、これまでのテレコム的な発想としての内と外を縦割りの的にわける発想ではなく、Data Free Flow with Trust (DFFT) のビジョンで示されているようにインターネット全体を水平的にわけて考える思想が必要であると考え。そのため今回の政令・ガイドライン等の検討にあたっては、利用者に正当に事業を提供するトラスの領域を法規制の対象とすることは避けるべきであると考え。現在、インターネットの問題は益々グローバルイシューとなっている。そのため我が国だけがガラパゴス規制を導入して、利用者及び事業者双方に、ユーザビリティの低いサービスを強要して過度な負担をかけるようなことにならないように、政令・ガイドライン等の検討にあたっては十分に国際的な連携を図っていくことを求める。今回の取組みでは、官民が連携した共同規制の考えが示されているが、これまでの共同規制では、エンフォースメントとしての法規制とインセンティブ等によって機能する民間の取組みが分断されることが多かった。そのため共同規制スキームの構築にあたっては、官が民間の取組みを後押しするような連携して機能するバランスの取れた制度を検討していくことを望む。このような基本的な考えに基づいて、以下個別論点について意見を提出する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	

意見 1-2 事業者団体との引き続きの対話を要望	
ACCJ のコメントが省令最終化および今後の総務省ガイドライン策定に有益であることを願っている。今後総務省がガイドラインを策定する際には、利用者情報保護に役立つ事業慣行や国際的動向も踏まえて実践的なものとなるよう、引き続き ACCJ とも対話を続けていただけるよう要望する。 【在日米国商工会議所】	円滑な運用に向け、今後も引き続き、個々の事業者団体等との意見交換等を継続します。
意見 1-3 個人情報保護法との関係の明確化が必要	
デジタルサービスを提供する事業者は、利用者の情報の保護について、これまで個人情報保護法（以下「個情法」）や外国の個人情報保護法制に基づく対応を行ってきた中で、伝統的に通信キャリア等の規制を行ってきた業法である電気通信事業法（以下「電通法」）において措置を行ったことにより、同法と個情法をはじめとする個人情報保護法制との関係などが非常に分かりにくいものとなっている。これまでの電気通信事業ガバナンス検討会等における「目的や保護法益が異なるため、二重規制ではない」との説明にかかわらず、今回の電通法改正の内容は、個情法の趣旨とほぼ同一と受け止めざるを得ないほか、両法の適用関係の整理も行われていない。このような状況にあって、規制の適用対象となる事業者が、実際にサービスを運営する現場レベルに至るまで規制を正しく理解し、これらの対応を確実に行うことができる実行可能性のある仕組みとしなければ、結果的に事業者・利用者双方に混乱をもたらし、利用者の保護という目的は達成できないこととなる。このため、事業者にとって個情法と電通法の二本立ての対応（例：個情法に基づく規程類とは別個の電通法に基づく規程類）が必要とならないことを基本原則とした上で、個別の具体的規制の内容を明確化することが必要である。 【一般社団法人新経済連盟】	改正電気通信事業法は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）の目的の範囲内で、利用者が安心して利用できる電気通信役務の提供を確保する観点から、業法として必要最小限の規律を設けるものです。 特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ取りまとめ（以下「取りまとめ」という。）2.7（3）等においても、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）の規律との関係が示されているところですが、引き続き、様々なステークホルダーの意見を踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。

3. 外部送信関係		
意見	考え方	案の修正の有無
3.1 利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務(施行規則案第 22 条の2の 27 関係)		
意見 3-1-1 義務を負う主体を拡大すべき		
本条で指定した電気通信役務について異論はないが、法 27 条の 12 が義務を負う主体の範囲を過度に限定していることの問題については、改めて意見を述べておきたい。そもそも電気通信事業法の主たる目的の一つは、電気通信サービス利用者の保護にあることから、利用者	事業法における規律であることから、義務を課す主体は事業法で規律される対象に限られるものです。	無

<p>保護の必要がある限度で義務を負う主体の範囲を画すべきであり、義務を負う主体を電気通信事業者等に限定する必要はない。また、外部送信を実施する主体のすべてが義務を負うとしたとしても、この義務は性質上、ウェブサイトやアプリに積極的に手を加えて外部送信を実施する主体のみが負う義務であるから、義務の範囲が過度に広範となるおそれもない。早期の法改正により義務を負う主体を拡大すべきである。</p> <p>なお、技術的なことながら、「電気通信役務であって、ブラウザその他のソフトウェア（中略）により提供されるものとする」は、若干分かりにくいのではないか。むしろ「電気通信役務であって、ブラウザその他のソフトウェア（中略）によって利用されるものとする」の方が分かりやすいと思われる。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>		
<p>意見 3-1-2 「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」の明確化等が必要</p>		
<p>■本条で規定されている電気通信役務について、どのような観点で「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」であると判断されたのか、その根拠をガイドライン等で考え方を明確化していただくことを要望します。</p> <p>また、同じ種別の電気通信役務であっても、利用者の属性や外部送信される情報の種類、外部送信目的等の要素によって「利用者の利益に及ぼす影響」は変動すると考えられることから、それらの観点も踏まえた議論の上で、結果を省令に反映いただくか若しくはガイドライン等で考え方の明確化や例示をしていただくことを要望します。</p> <p>■外部送信規律の対象となる電気通信役務に関して、省令案の意見募集時の別紙 1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の P35 においては、「他人の通信を媒介する電気通信役務」の例として「利用者間のメッセージ媒介等」と、非常に限定的な例示がなされているところ、実際には「メッセージ媒介」以外にも様々なサービスがこれに該当するとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>また、その理解で良い場合、事業者間で認識齟齬が生じないように、外部送信規律の対象となる電気通信役務に関して、本号以外の対象役務（第 2 号乃至第 4 号に定める電気通信役務）も含め、極力多くの具体例をガイドライン（電気通信事業参入マニュアル [追補版]・ガイドブック等における類型を活用する等）等で示していただくことを要望します。</p> <p>また、対象役務の例を示していただく場合においても、あくまでも例示列挙になると理解しており、事業者間で認識齟齬が生じないように、対象外となる役務等の例についてもガイドライン等でより分かりやすく具体的に示していただくことを要望します。</p>	<p>御指摘のような役務を含め、今後、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>併せて、対象役務を提供する事業者と同一の事業者が、対象外となる役務等も提供していた場合であっても、対象外となる役務等に関しては法第 27 条の 12（情報送信指令通信に係る通知等）の規律の対象外となる旨等についても、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>また、以下の具体例について、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務に該当しないとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー間連携システム（サーバー間でのみデータを連携するシステム） ・外部インターネットサイトやイントラネットサイトでない、閉域 LAN で構築された利用者も限定されている業務システム <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見 3-1-3 「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」の該当性について</p>		
<p>電気通信事業法施行規則第二十二條の二の二十七において、具体的に以下にあげる各サービスは同条各号のいずれかに該当する又は該当する可能性があるという理解で正しいでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 宿泊施設・レストラン等の複数の事業者を横断的に網羅した予約サービス 2) 就職・転職・アルバイト等の情報提供サービス（利用者が登録した情報を応募先へ送信する機能を含む） 3) 住宅情報（賃貸・売買物件）や、中古車情報、保険商品等の販売先の事業者を横断的に検索できるサービス 4) 個人間でのチャット機能があるオンラインゲーム、オンライン教育等のコンテンツサービス <p style="text-align: right;">【株式会社 プライバシーテック】</p>	<p>御指摘の各サービスは、いずれも該当するものと考えますが、今後、ガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-1-4 「不特定の利用者」の該当性について</p>		
<p>2号、4号の「不特定の利用者の求めに応じて」、4号の「不特定の利用者による」にいう「不特定」とは、各々誰を基準にどのように判断されるのでしょうか。</p> <p>例えば、ログイン型のサービスであって、ログインしている利用者の求めに応じて処理を行う場合、サービスを提供している事業者にとっては、ログインしている利用者は特定されているように思われますが、そのように理解してもよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>あるサービスについて画一的・形式的なフォームへの入力等をもって登録・利用するにとどまる場合等の利用者は、「不特定の利用者」に該当すると考えます。</p> <p>そのため、ログイン型のサービスについて、その登録が、画一的・形式的なフォームへの入</p>	<p>無</p>

	力等をもってなされているものであれば、利用者がログインしている場合も、「不特定の利用者」に該当すると考えます。	
3.2 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法(施行規則案第 22 条の2の 28 関係)		
意見 3-2-1 本省令案に賛同する		
<p>今回の省令案については基本的に賛同する。</p> <p>今後のガイドライン等の検討にあたっては、将来のよりよき方法の可能性を潰すことなく、特商法や資金決済法等関連する他の法令での規定や法解釈、慣例等とのバランスも考慮して、インターネットの法制度全体に悪影響を与えないように配慮することを求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
意見 3-2-2 通知等の方法について、高度の分かりやすさ・視認性が必要		
<p>外部送信については、広く実施されているにも関わらず、一般の認識は極めて低く、総務省のプラットフォームサービスに関する研究会で報告された「プライバシーポリシー等のベストプラクティス及び通知同意取得方法に関するユーザー調査結果」によれば、外部送信の存在を知っている人も、外部送信によって自分の情報が外部事業者に渡されていると知っている人も、いずれも全体の3割しかおらず、日本人の約7割は、外部送信の事実を知らない。このような状況下においては、利用者に対する通知と利用者が容易に知り得る状態に置くことのいずれについても高度の分かりやすさ・視認性が求められる。</p> <p>その観点から、第一に、本条1項の「通知」「容易に知り得る状態」の共通要求事項として、(1)日本語で記載、(2)専門用語を避け、平易な表現を用いる、(3)文字が適切な大きさと表示される、および(4)利用者が通知公表事項を容易に確認できるようにすること、の4つが求められているが、(4)の具体的な内容として、外部送信については、「サイトポリシー」「アプリプラポリ」等の独立した説明を実施すべきであり、電気通信事業者等のプライバシーポリシー一般の中に混入して表示することは不適切であることがガイドライン等で明らかにされるべきである。</p> <p>第二に、通知公表事項の所在については、通知についてはポップアップ等又はそれと同等とされているものの(本条2項)、容易に知り得る状態については、「容易に到達できるウェブページ」「容易に到達できる画面」(本条3項)となっており、「容易に到達できる」範囲が判然としない。この点については、ガイドラインにより具体化・明確化が図られるべきであると共に、ウェブページやアプリの画面上のマークやインフォグラフィックスの標準化を推進</p>	<p>今後、いただいた御意見に留意しつつ、様々なステークホルダーの意見も踏まえ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無

<p>し、利用者にとって「ここを見れば外部送信の通知公表事項がすぐに分かる」という状況を達成すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>		
<p>意見 3-2-3 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応できることを確保すべき</p>		
<p>・スクロールせずに確認できる分量で表示する</p> <p>・トップページや情報送信指令通信を行うウェブページ又はこれらから1回の操作で到達できるウェブページにおいて表示する</p> <p>といった画一的な方法を義務付けることなく、利用者が保護されることを前提に、事業者が柔軟に対応できることを確保すべきである。</p> <p>例えば、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの2-3回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。</p> <p>なお、個人情報法のガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1回程度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-2-4 「容易に知り得る状態に置く」方法について、個人情報法との整合性を確保すべき</p>		
<p>「容易に知り得る状態に置く」とは、個人情報法の法文においても同じ概念が存在するところ、当該個人情報法の法文の解釈との整合性を確保すべきである。例えば、ポップアップにより示すことまでも求めることは、この整合性を欠くこととなることから、ポップアップによる表示は「容易に知り得る状態に置く」ための必須の要件ではないことを明確にすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>3.3 利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項(施行規則案第22条の2の29関係)</p>		
<p>意見 3-3-1 通知等すべき事項やその記載粒度について、ガイドライン等での明確化が必要</p>		
<p>■「一 情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容」において、例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度が良いとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>■「二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」において、「当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称」とは「情報の送信先(第三者)の会社名」との理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>■「三 第一号に規定する情報の利用目的」において、送信先が自ら取り扱っているプライバシーポリシー等にしがって取り扱うという場合には、当該送信先における利用目的に関しては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に関する情報を記載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>今回の省令案については基本的に賛同する。</p> <p>今後のガイドライン等の検討にあたっては、対象となる情報、特に利用者に関する情報の内容については、個別具体的かつ詳細に記載しようとするれば、あまりに膨大な情報が通知又は表示されることとなり、却って利用者の合理的な理解を阻害するものと考えられるため、貴省が推進するスマートフォンプライバシーイニシアティブ、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインと、「利用者情報の適正な取扱」とする趣旨・目的が大きく類似することに鑑み、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインとしてプライバシーポリシーに記載することが推奨されているものと同程度をもって法の趣旨が充足されることの明確化も求める。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>		
<p>意見3-3-2 「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」の該当性について</p>		
<p>「外部送信させる場合」の定義について、当該事業者のWebサイトからの一次送信先となる外部事業者が明記されていることを指し、一次送信先から二次以降で送信される外部事業者までを明記することが義務付けられているわけではない、という理解で正しいでしょうか。</p> <p>たとえば、ターゲティング広告の仕組みであるRBT (Real Time Bidding) 等を利用している場合、当該事業者のWebサイトからの一次送信先である広告会社を経て、さらに二次以降で広告主へデータが送信されるケースを想定しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社プライバシーテック】</p>	<p>送信先に送信された後、送信先から送信元に提供する場合や、送信先からさらに別の者に提供される場合は、本規律の対象外と考えます。</p> <p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-3-3 「情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」を通知等すべき事項とする意義について</p>		
<p>「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における「電気通信設備」とは、利用者に関する情報が送信される「当該利用者以外の者の電気通信設備」(法27条の12)を用いる者を意味するのでしょうか。言い換えれば、上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」(すなわち、法27条の</p>	<p>「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における「電気通信設備」については、御理解のとおりと考えます。なお、「情報の送</p>	<p>無</p>

<p>12の対象事業者)以外の第三者である場合には、当該第三者の氏名又は名称を通知又は公表することを意味するのでしょうか。</p> <p>そもそも、このように、対象事業者以外の第三者の氏名・名称の通知や開示を求めることは諸外国の規制に照らして非常に珍しいものであり、その正当性に疑問があります。当該第三者の数が多い場合等もあり、記載の長文化、複雑化によってユーザーにとっての利便性が落ちたり、かえってユーザーを混乱させる可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」は、第三者に限られません。「情報送信指令通信を行う者」が第三者ではなく自らに送信する場合も、通知又は容易に知り得る状態に置くことの対象になり得ます。</p>	
<p>意見 3-3-4 「情報の利用目的」について</p>		
<p>「利用目的」とは、「前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者」における利用者に関する情報の利用目的を意味するのでしょうか。言い換えれば、上記の「電気通信設備」を用いる者が、「情報送信指令通信を行う者」(すなわち、法 27 条の 12 の対象事業者)以外の第三者である場合、対象事業者は、当該利用者情報を取り扱わないため、「利用目的」は存在しないと理解しています。この理解が正しいか、確認願います。この理解とは異なり、もし、対象事業者にとっての「利用目的」があるというのであれば、貴省は具体的に当該対象事業者がどのような目的を通知又は公表することを想定しているのでしょうか。「利用」とは、自ら取り扱っている情報を何らかの形で利用することを指すと考えます。したがって、法 27 条の 12 の対象事業者が自らが取り扱わず、外部に送信するのみの場合、対象事業者にとっての情報の「利用目的」が何を指しているのか明確にさせていただきようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>利用目的については、利用者に関する情報の送信元及び送信先となります。</p> <p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-3-5 利用目的を通知等する際は、利用目的が記載されたウェブページのリンクの設置で許容されるべき</p>		
<p>利用者に関する情報の送信先の利用目的を「通知し、又は容易に知り得る状態に置く」際は、利用目的が記載された当該送信先のウェブページなどへのリンクの設置をすることで許容され得る旨を明確にすべきである。</p> <p>利用目的は、外部送信先が最も正確に記載していると考えられ、同じ外部送信先のタグなどを設置している複数の事業者が、独自の表現で外部送信先の利用目的を記載するなどが起こると、利用者にとってもわかりにくく混乱を招く可能性がある。利用目的が記載された外部送信先のウェブページなどへのリンク先を設置することで、利用者により正確な情報が伝わるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>なお、「スマートフォンプライバシーイニシアティブ III」（平成 29 年 7 月）（以下「本イニシアティブ」）においては、アプリケーション提供者の取組として、プライバシーポリシーにおける情報収集モジュールに関する記載事項が示されています（17 ページ）。その中に、（取得される利用者情報の）「利用目的」という記載事項があるが、こちらは、同ページ脚注 10 において、「情報収集モジュールのプライバシーポリシーやウェブサイト等に明示されている場合、そのリンクを張る等により代えることも可能」とされており、アプリケーション提供者における利用目的は想定されていないと思われるため、この記述との関係性についても説明願います。</p> <p>また、対象事業者が、上記の「電気通信設備」を用いる者の利用目的の仔細を記載することは実務上困難である（当該第三者は、利用目的を記載したウェブページ等を適宜アップデート・変更することがあるため）。この場合、対象事業者は、当該第三者のウェブページ等へのリンクを利用すればよいとの理解でよいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>		
意見 3-3-6 通知等すべき事項として、「オプトアウトの可否」を追加すべき		
<p>通知公表対象事項は、本条により、送信される情報（1号）、送信先（2号）および送信される情報の利用目的（3号）となっている。これらに加えて、本条 4 号として「オプトアウトの可否」を追加すべきである。オプトアウトの可否は、自己に関する情報を外部送信される利用者にとっては重要な関心事であるところ、オプトアウトが可能な場合には、第 22 条の 2 の 31 に規定する「オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項」によって、オプトアウトに関する事項を知り得るが、オプトアウトが可能でない場合には、利用者がそのことを知る機会はないからである。</p> <p>なお、本条 3 号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、これを送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の意を表する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
意見 3-3-7 法的不安定性を避けるために、規律の適用範囲の明確化等が必要		
<p>本省令案に基づき、電気通信事業者は、例外が適用されない限り、電子機器からの情報を受領する電気通信施設を通じて利用者情報を取り扱うものの名称を、利用者にとって容易にアクセス可能とするか、又はこれを利用者に通知する必要がある（本省令案 22 条の 2 の 29 第 2 号、改正電気通信事業法 27 の 12 条参照）。</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の検討</p>	無

ACGJはこの義務が過剰なものであり、実際に透明性の原則にとっては逆効果であり、さらに実施が技術的に困難であることについて懸念している。これらの電気通信サービスには典型的に様々な数多くのステークホルダーが関与している（国内外の関連会社を含む場合もある）。また、この要件は、個人データの移転のための有効な同意を取得するために、当該個人データが移転される第三者の種類又は属性を開示する旨の個人情報保護法上の義務を、利用者にかなる実質的又は追加の便益を与えることなく、拡大してもいる。実際、仮に電気通信事業者が個人データの処理を第三者に委託しつつ、当該第三者による安全管理措置の実施を確保した場合であっても、当該電気通信事業者は、当該第三者の電気通信設備に対して利用者情報を送信する情報送信通信指令を送信する場合には、そのような第三者に対する送信がこの規制から明示的に除外されているわけではないため、この規制を遵守するための追加での措置を採る必要があると思われる。

法的な不安定性を少しでも避けるために、総務省は、個人情報保護委員会と連携して、この規制の適用範囲を明確化するとともに、個人情報保護法との整合性を確保すべきである。例えば、電気通信事業者が利用者情報を当該電気通信事業者自身に対して送信するよう情報送信通信指令を送信した上で、当該電気通信事業者が、当該電気通信事業者にとっては個人データに該当し得る当該利用者情報を第三者に移転する場合には、これらの送信・移転に対してこの規制は適用されず、個人情報保護法上の個人データの第三者提供に関する規制が適用されることを明確化すべきである。加えて、電気通信事業法に基づく利用者情報の外部送信に関する同意は、情報送信通信指令を送信した電気通信事業者にとっての個人データや個人情報関連情報に該当し得る当該利用者情報が当該電気通信事業者自身ではなく利用者から第三者に送信されるものであるとしても、個人情報保護法上の個人データや個人情報関連情報の第三者に対する移転に関する同意として取得し得ることも明確化すべきである。

さらに、利用者の端末機器からの情報を受領する電気通信設備を用いて利用者情報を取り扱うこととなる者の名称を特定することが著しく困難であることなどから、電気通信事業者が通知又は容易にアクセス可能にするというアプローチに依拠することができず、各利用者から個別の同意を取得するか又はオプトアウトメカニズムを提供することが必要な場合、日本における電気通信サービスの運営に重大な悪影響を与えうる。利用者情報の外部送信の規制に基づく通知および容易にアクセス可能にするための要件は、柔軟な方法で解釈されるべきである。より具体的には、「送信」の用語はより明確にされるべきであり（例：これはAPIを含むか）、また、容易にアクセス可能とする必要がある、事業者の「使用目的」（例：電気通信事業

を進めていく上での参考とさせていただきます。

<p>者又は利用者情報の受領者)も明確にされるべきである。</p> <p>加えて、改正電気通信事業法の第27の12条および改正電気通信事業法の第27の12条に関する本省令案の各規定のいずれも、この外部送信の対象となる「利用者に関する情報」の範囲を定義せず又は明確にしていない。しかしながら、この規制の適用範囲は、利用者の電子機器に関連する電気通信サービスの提供に関連するデータフローに重大な影響を与えうる、そのため、総務省は本省令案において、「利用者に関する情報」を定義するか又は何を意味するのか明確にし、また、電気通信事業法上の特定利用者情報や個人情報保護法上の個人情報以外に具体的に「利用者に関する情報」を構成する情報を例示すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
<p>3.4 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報(施行規則案第22条の2の30関係)</p>		
<p>意見3-4-1 「利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報」の早期の具体化が必要</p>		
<p>規律対象となる情報送信指令通信の内容について、ガイドライン等では、対象とする情報を早期に具体的に明確化を要望します。</p> <p>特に、一の真に必要な情報、五の電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報について、具体例の明示を要望します。</p> <p>利用者にわかりやすい説明、適切な選択の機会を提示するためには、対象となる事業者(その規模を問わず)が十分に理解することが前提となるため、対象情報の明確化を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>■当該電気通信役務の品質改善等を目的とした情報については、「五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報」に該当し、措置を取ることが不要とする情報との理解で良いか、ガイドライン等で明確化いただくことを要望します。</p> <p>また、以下の具体例について、措置を取ることが不要とする情報に該当するか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社のFAQ等の検索エンジンサイトに、ユーザ自ら質問投入することで、A社のサーバーに送信される情報 ・ ユーザ自ら登録等することで、指定登録されたメーリングリストやメールアドレス宛に自動でメール送信及び通知する情報 ・ アプリを運営するための外部クラウドサービスの利用(アプリのプログラムがAWSにあ 		

<p>る)に伴い、外部クラウドサービスに送信される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド設定アプリ(ユーザの設定情報をバックアップするサービス)の利用に伴い、自社のサーバーや外部のクラウドサービス(AWS等)に送信される情報 ・WEBサイトのアクセスログで取得可能な、スマートフォンに搭載のブラウザ(UserAgent)、IPアドレス等の情報 ・故障等不具合があった場合に備えて、ユーザ自らA社に送信する端末のログ情報 ・別サーバーに引き渡しているユーザのID認証結果情報(リダイレクトやパラメータの有無で該当性が変わる場合はその補足) ・ログイン時にユーザ入力したID/PW情報 ・個人を特定できず、個人情報保護法でいう「他の情報と容易に照合することができない」情報 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>		
<p>意見3-4-2 「当該情報をその必要の範囲内において送信する場合」についての考え方の明確化が必要</p>		
<p>■本条柱書のただし書きについては、あくまでも該当する情報の「送信」の必要性に関する判断基準を示すものであって、本条各号に定める情報を、本条各号に定める目的のために必要であるとして送信させた後に、本条各号に定める目的以外の目的でも利用することがある場合には、その旨をあらかじめプライバシーポリシーで規定することにより公表していたり、あらかじめ規律対象役務の利用規約等で当該利用目的を規定したうえで当該利用規約等に基づく利用について利用者の同意を取得する等した上でそれらの利用をすることとしていれば良く、本条の規定の適用には影響しない(「利用者が電気通信役務を利用する際に送信することが必要な情報」に該当するとして法第27条の12の規律の適用対象外となる)という理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>施行規則案第22条の2の30各号に定める情報について、各号の定める必要の範囲を超えて利用するために送信する場合には、法第27条の12第1号には該当せず、法第27条の12の規律を遵守する必要があります。</p> <p>いただいた御意見については、今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4-3 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」について、ガイドライン等で具体化する際には、事業者との引き続きの対話が必要</p>		
<p>本規制が適用されない「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」についてガイドライン等で具体化する際には、実態について事業者の意見を聞きつつ検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4-4 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」の明確化が必要</p>		
<p>今回の省令案については基本的に賛同する。</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏</p>	<p>無</p>

<p>特に、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」は、利用者が当該サービス提供を受けるにあたり合理的に予測でき一定の理解のうえで利用しているものと考えられるにもかかわらず、都度通知又は容易に知りうる状態にすることとなり、我が国の利用者及び事業者双方に過度な負担をかけて世界で一番ユーザビリティの低いサービスを提供することとならないようにするという観点から重要である。</p> <p>例えば、ユーザビリティの低いサービスとしては、以下の様なことが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲームでの対戦において、①パンチがあたった～②倒れた～③勝った等の①～③のそれぞれの場面で、利用者に外部送信の確認を求めることとなる。 ・商品・サービスを購入した場合、①商品・サービス～②決済手段～③ポイント等の利用を画面で確認したあと、それぞれの場面で外部送信の確認を求めることとなる。 <p>このような利用者の端末とサーバーとの外部送信に関しては、膨大なコードと手順によってサービスを構築している。このような情報を通知または容易に知り得る状態として公表したとしても利用者に膨大な情報の確認を課すこととから利用者の利益に寄与せず透明性確保するという主旨にも相反する事となると考える。</p> <p>これらのことに鑑み、今後のガイドライン等の検討にあたっては、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」には、電気通信役務の提供のために社会通念上合理的に必要と考えられる情報は一般的に含まれるものであることの明確化を求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	
<p>【グーグル合同会社】</p>		
<p>意見 3-4-5 「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべき</p>		
<p>本条 1 号から、「その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報」を削除すべきである。本条は、利用者と送信元の双方にとって利便性のある外部送信を「必要な情報」として限定列挙することにより、通知公表が不要となる外部送信の範囲を限定し、外部送信に関する透明性の確保を図るものである。「真に必要な」は、人により解釈が分かれ得るものであり、このような不明確な概念を採用して通知公表が不要となる範囲を広げることは本条の趣旨に反する。仮に今後、「これも利用者にとって明らかに利便性がある外部送信ではないか」という疑問が生じるものがでてきたとしても、さしあたり通知公表を実施したうえで、総務</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>省令の改正を待てばいいのであり、送信元に大きな不利益が生じることはない。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>		
<p>意見 3-4-6 「当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報」について</p>		
<p>「言わば買物カゴといったような情報」（第 18 回議事録 5 ページ）以外に、いかなる情報が本号に該当するものとして想定されているのでしょうか。Cookie ID のほか First Party Cookie も本号に該当するという理解でよいのでしょうか（第 18 回議事録 39 ページ）。現在、想定されているものをご教示いただきたい。</p> <p style="text-align: center;">【グーグル合同会社】</p>	<p>例えば、利用者がオンラインショッピングモールにアクセスして特定の品物を買いかごに入れた後、時間をおいて再度アクセスした際に、当該品物が入った状態の買いかごを再表示するために必要な情報などが考えられます。</p> <p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>3.5 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項(施行規則案第 22 条の 2 の 31 関係)</p>		
<p>意見 3-5-1 本省令案に賛同する</p>		
<p>今回の省令案については基本的に賛同する。</p> <p>ただ、このような複雑でわかりづらい規定は事業者のコンプライアンス意識を阻害することとなるため、今後の条文策定にあたってはわかりやすい規定とすべきであるとする。</p> <p>また、ガイドライン等において、当該規定におけるオプトアウト規定は、利用者情報を外部送信したあとで事後的にイ、ロの措置を提供することは許容されるのか明確化を求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p> <p>本条 7 号の利用目的については、当初は送信先での利用目的に限られていたところ、これを送信先・送信元双方についての利用目的としていただいたことは適切であり、感謝の意を表す。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 3-5-2 「容易に知り得る状態に置く」方法について、事業者が柔軟に対応できることを確保すべき</p>		
<p>「利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法」についての意見と同じ趣旨から、簡易な操作であれば、多くの利用者が訪れるウェブページからの 2-3 回程度の操作により到達できる場合についても許容すべきである。</p> <p>なお、個人情報ガイドラインにおいては、「容易に知り得る状態に置く」について、「1 回程</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	<p>無</p>

<p>度」という記述となっており、全体的な記載ぶりの構成などに鑑み、2回の操作も許容され得るものとなっていることにも留意していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人新経済連盟】</p>		
意見 3-5-3 オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項について、ガイドライン等で明確化が必要		
<p>■第五号に定める「利用者に関する情報の内容」については、例えば、「ウェブサイト閲覧履歴」や「サービス購入履歴」、「商品購入履歴」等のような記載粒度で良いとの理解で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p>■第七号に定める「第五号に規定する情報の利用目的」については、送信先が自ら取り扱っているプライバシーポリシー等にしがって取り扱うという場合には、当該送信先における利用目的に関しては当該プライバシーポリシー等が提示されているウェブページの所在に関する情報を記載するという対応で良いか、ガイドライン等で明確化していただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>今後、様々なステークホルダーの意見も踏まえつつ、必要な事項をガイドライン等において明確化してまいります。</p>	無
意見 3-5-4 施行規則案第22条の2の31第7号の「利用目的」と施行規則案22条の2の29第3号の「利用目的」の意義は同じかどうか		
<p>本号に定める「利用目的」は、改正電気通信事業法施行規則案22条の2の29第3号に定める「利用目的」と同じでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【グーグル合同会社】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>	無
3.6 その他		
意見 3-6-1 既存の取組を尊重した施策の推進が必要		
<p>スマートフォンのアプリケーションの外部送信等の情報の取得に関しては、SPI等で規定されたアプリケーションプライバシーポリシーが一般に周知されている。そのため情報過多等によって利用者を混乱させないためにも、これまでの取り組みを尊重した施策をすすめる必要があると考える。</p> <p>また、最新の情報通信に対する何となく不安という利用者の主観への対応は法規制だけでは困難である。規範としての啓発や相互理解のコミュニケーション等と複合的に組み合わせて実施する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
意見 3-6-2 外部送信規律の適用について		
<p>「外部送信させる場合」の定義について、3rd Party Cookie廃止への代替</p>	<p>施行規則案第22条の2の27の役務を提供</p>	無

<p>策として注目されている、自社のサーバーでデータを一旦蓄積した後に外部事業者にデータを送信して広告配信や行動分析を行う仕組み（いわゆるFacebook社のコンバージョンAPIなど）を導入する場合においても、実質的には「利用者の意思によらず第三者に自身の情報が送信されている場合」に該当するとみなし、確認機会の付与の対象となる、という理解で正しいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社プライバシーテック】</p>	<p>する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、外部送信規律の適用対象となり得るものと考えます。</p>	
<p>意見3-6-3 オプトアウトの義務を規定すべき</p>		
<p>総務省令に対する意見ではないが、そもそも法27条の12は、通知公表義務ではなく、オプトアウトの義務を規定すべきものであった。外部送信による情報の取得、蓄積、分析とそれに基づく働きかけが利用者の意思を離れて行われることは、現代社会における重大な問題であり、蓄積された情報の濫用がプライバシーに関する問題のみならず、リクナビやケンブリッジアナリティカ等の看過しがたい事件の原因となっていることに留意すべきである。そのような状況においては、利用者が自分の意思で外部送信に起因する取得・蓄積・分析の対象とならないようにする手段を確保することが重要であり、法改正によりオプトアウトの義務化が図られるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 MyDataJapan 公共政策委員会】</p>	<p>いただいた御意見は、今後の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>